

令和8年2月16日
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課
自動車整備課

米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～

日本の交通環境における安全・安心を確保しつつ、関税に関する日米間の合意※を実施するため、米国製乗用車の認定制度を創設します。

※「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」における日本のコミットメント（自動車基準関係抜粋）

○米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内で販売のため追加試験なしで受入れ。

1. 概要

(1) 米国製乗用車の認定制度の創設

米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等（自動車メーカー等により米国から輸入された自動車であるものに限る。）について、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準に適合するものとみなすこととします。

(2) その他

国土交通大臣の認定を受けた自動車は、車体の後面に標識を表示するとともに、自動車検査証にその旨を記載することとします。

2. 公布・施行

公布：令和8年2月16日

施行：公布の日

問合せ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（全般）：松坂、金井

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課（申請手続きに関する事）：野原、森

電話：03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

自動車整備課（自動車検査証の記載に関する事）：久保、馬場

電話：03-5253-8111（内線42424）、03-5253-8599（直通）